

議第110号

高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

---

高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高島市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年高島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。